

市職員の給与を公表します

白根市職員の給与の実態を市民の皆さんに知っていただくため、その内容について公表します。

① 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口(年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)62年度の人件費率
63年度	元.3.31 35,620人	6,816,900千円	105,054千円	2,139,495千円	31.4%	32.4%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

② 職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数(A)	給与				一人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
元年度	367人	1,040,048千円	127,163千円	432,264千円	1,599,475千円	4,358千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 給与費は当初予算に計上された額です。

③ 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成元年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
白根市	247,591円	270,985円	41.2歳	176,382円	187,435円	43.5歳
新潟県	264,010円	310,459円	39.4歳	264,278円	293,459円	46.6歳
国	246,475円		39.3歳	227,561円		47.8歳

(注) 1. 平均給与月額は、平均給料月額に職員手当（期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当を除く）を加えたものです。
2. 昭和63年4月1日現在における白根市の一般行政職の給与水準は、国家公務員のそれを100としたラスパイレズ指数でみると93.0となっています。

④ 職員の初任給の状況（平成元年4月1日現在）

区分		白根市		国	
		決定初任給	採用2年経過日給	初任給	採用2年経過日給
一般行政職	大学卒	121,100円	133,500円	I種141,000円 II種121,100円	I種155,200円 II種133,500円
	高校卒	102,200円	108,800円	102,200円	108,800円
技能職	高校卒	99,800円	106,300円		
労務職		88,900円	94,400円		

⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成元年4月1日現在）

区分	経験年数12年	経験年数17年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	210,733円		
	高校卒	171,700円	210,460円	239,110円
技能労務職	高校卒			
	中学卒		146,150円	

(注) 1. 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。
2. 空欄は該当職員がいないか、若しくは3人以下のため掲載しません。

⑥ 一般行政職の級別職員数の状況（平成元年4月1日現在）

区分	級別									計
	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級		
標準的な職務内容	課長	課長補佐	課長補佐	係長	主任	主任	主任	主任	主任	
職員数	14人	13人	46人	37人	135人	25人	7人	2人		279人
構成比	5.0%	4.6%	16.5%	13.3%	48.4%	9.0%	2.5%	0.7%		100%
参考	1年前の構成比	4.6%	3.5%	17.4%	10.6%	49.3%	11.7%	2.5%	0.4%	100%
	5年前の構成比			14.5%		31.1%	41.9%	12.2%	0.3%	100%

(注) 1. 白根市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
3. 5級、7級は昭和60年度の給与改定により新設された級です。

⑦ 昇給期間短縮の状況

区分	職員数(A)	合計	
		一般行政職	技能労務職
63年度	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	56人	4人
	比率(B)/(A)	16.2%	6.3%
	職員数(A)	352人	64人
62年度	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	62人	56人
	比率(B)/(A)	17.6%	87.5%
	職員数(A)	288人	64人

⑧ 職員手当の状況

区分	白根市			国		
期勤末勉手当	(昭和63年度支給割合)			(昭和63年度支給割合)		
	6月期	1.4月分	0.5月分	6月期	1.4月分	0.5月分
	12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	一月分	3月期	0.5月分	一月分
計	3.8月分	1.1月分	計	3.8月分	1.1月分	
退職手当	(支給率)自己都合 勤奨・定年 勤続20年			(支給率)自己都合 勤奨・定年 勤続20年		
	21.0月分	28.875月分		21.0月分	28.875月分	
	33.75月分	44.55月分		33.75月分	44.55月分	
	47.5月分	62.7月分		47.5月分	62.7月分	
最高限度額	60.0月分	62.7月分	最高限度額	60.0月分	62.7月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
退職時特別昇給	原則1号給		退職時特別昇給	原則1号俸		
一人当たり平均支給額	12,866千円					

(注) 1. 平成元年6月期の期末手当及び勤勉手当も昭和63年度と同様の支給割合で支給しました。
2. 退職手当の一人当たり平均支給額は、昭和63年度に退職した職員に支給された平均額です。

区分	全職種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	34.6%
特殊勤務手当(63年度)	支給対象職員一人当たり平均支給年額	17,581円
	手当の種類(手当数)	11
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	保育手当 税務調査手当 市税徴収滞納処分手当 福祉手当 特殊自動車運転手当
	多くの職員に支給されている手当	保育手当 税務調査手当 除雪作業手当 用地交渉手当 伝染病患者訪問手当

区分	年度	支給総額	
		職員一人当たり支給年額	26,110千円
時間外勤務手当	63年度	職員一人当たり支給年額	69千円
	62年度	職員一人当たり支給年額	73千円

(平成元年4月1日現在)

区分	内容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 16,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人 4,500円 ただし、配偶者のない職員の場合には扶養親族のうち1人は10,500円 その他の扶養親族1人につき1,000円	同じ	—
住居手当	借家 月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高21,000円(家賃の額が43,500円以上の場合)まで支給している 自宅 1,000円。ただし、住宅を新築、購入した場合5年間は2,500円	同じ	—
通勤手当	交通機関利用者 負担している運賃の額に応じて最高26,000円(運賃の額が31,000円以上の場合)まで支給している 交通用具使用者 片道の使用距離に応じて、3,600円(2km以上3km未満)から最高19,300円(15km以上)まで支給する	異なる	交通機関利用者は本市と同じ 交通用具使用者 国は片道の使用距離に応じて、2,000円(2km以上5km未満)から最高10,400円(通勤不便者で20km以上)まで支給している

⑨ 特別職の報酬等の状況

(平成元年4月1日現在)

区分	給料月額等
市長	650,000円
助役	506,000円
収入役	453,000円
議長	280,000円
副議長	232,000円
議員	213,000円
市長収入役	(昭和63年度支給割合)
	6月期 1.4月分
	12月期 1.9月分
	3月期 0.5月分
計	3.8月分
議長	(昭和63年度支給割合)
	6月期 1.4月分
	12月期 1.9月分
	3月期 0.5月分
計	3.8月分